

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 自立支援金について

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会からの総合支援資金の再貸付まで終了する等により、さらなる貸付を利用できず生活にお困りの世帯を対象に、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には生活保護の受給につながるため、一定の要件のもとで、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給します。

なお、生活保護や職業訓練受講給付金を受けている方は、支給対象外です。

## 2 支給対象となる方

自立支援金の申請時に次の(1)～(5)の要件全てに該当する方が対象です。

(1) 総合支援資金の再貸付終了等	次のア～エのいずれかに該当する。 ア 総合支援資金の再貸付を借り終わっている。 イ 総合支援資金の再貸付を令和3年11月までに借り終わる。 ウ 総合支援資金の再貸付が不決定となった。 エ 総合支援資金の再貸付について自立相談支援機関への相談等を行ったが支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。																										
(2) 生計維持	申請を行った月において、その属する世帯の生計を主として維持している。																										
(3) 収入	右表の収入要件を満たす。 (申請を行った月の世帯員(申請者含む)の収入合計額)	<table border="1"><thead><tr><th>世帯員数</th><th>収入要件</th><th>資産要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人世帯</td><td>120,000円以下</td><td>504,000円以下</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>173,000円以下</td><td>780,000円以下</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>218,000円以下</td><td rowspan="4">100万円以下</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>260,000円以下</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>301,000円以下</td></tr><tr><td>6人世帯</td><td>347,000円以下</td></tr><tr><td>7人世帯</td><td>380,000円以下</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">8人以上の世帯については別途お問い合わせください</td></tr></tbody></table>		世帯員数	収入要件	資産要件	1人世帯	120,000円以下	504,000円以下	2人世帯	173,000円以下	780,000円以下	3人世帯	218,000円以下	100万円以下	4人世帯	260,000円以下	5人世帯	301,000円以下	6人世帯	347,000円以下	7人世帯	380,000円以下		8人以上の世帯については別途お問い合わせください		
世帯員数	収入要件	資産要件																									
1人世帯	120,000円以下	504,000円以下																									
2人世帯	173,000円以下	780,000円以下																									
3人世帯	218,000円以下	100万円以下																									
4人世帯	260,000円以下																										
5人世帯	301,000円以下																										
6人世帯	347,000円以下																										
7人世帯	380,000円以下																										
8人以上の世帯については別途お問い合わせください																											
(4) 資産	右表の資産要件を満たす。 (申請日の世帯員(申請者含む)の預貯金(現金含む)合計額)																										
(5) 求職活動等	次のア又はイのいずれかに該当する。 ア 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行う。 イ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行う。																										

## 3 支給額・支給期間・申請期限

世帯員数 (申請者含む)	支給額(月額)	支給期間	申請期限
1人世帯	6万円	3か月間	令和3年11月30日
2人世帯	8万円		
3人以上世帯	10万円		

## 4 申請に必要な書類

自立支援金の申請に当たっては、申請書（様式1-1）、申請時確認書（様式1-2）、申告書（兼要件確認書）（様式1-3）に加え、次の(1)～(5)の書類を全て揃え、「札幌市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務処理センター」まで郵送にて提出していただきます。

※ 住居確保給付金を受給中の方は、書類を一部省略可能ですので、別途お問い合わせください。

(1) 総合支援資金の再貸付終了等	2 支給対象となる方 の(1)ア～エの該当項目により提出書類が異なります。	
	ア・イに該当	① 再貸付借用書（控）（貸付決定通知書の写しでも可） ② 再貸付の振込がわかる預貯金通帳等の写し
	ウに該当	① 再貸付不決定通知書の写し ② 特例貸付の振込がわかる預貯金通帳等の写し
	エに該当	① 特例貸付の振込がわかる預貯金通帳等の写し
(2) 世帯	住民票の写し（発行から3月以内、マイナンバーがないもの）	
(3) 収入	申請を行った月の収入が確認できる書類の写し（世帯員（申請者含む）で収入がある方全員分）※ 給与明細書、収入の振込がわかる預貯金通帳等の写し、公的給付等の支給額が分かる書類など。	
(4) 資産	申請日の預貯金が確認できる書類の写し（世帯員（申請者含む）で預貯金がある方全員分）※ 預貯金通帳は現在高を記帳してください。	
(5) 振込口座	預貯金通帳等の写し（金融機関名、支店名、申請者の口座名義、口座番号が明記）	

## 5 支給決定後に必要な活動・報告

支給決定後も、常用就職（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職）を目指して、活動状況を定期的に報告していただきます。

また、常用就職した場合も、報告していただきます。

なお、これらの報告がない場合は、自立支援金の支給を中止することがあります。

## 6 お問い合わせ先

制度全般について	厚生労働省コールセンター 電話 0120-46-8030 [受付時間] 平日9時～17時
申請全般について	札幌市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金お問い合わせセンター 電話 050-3850-0258 [受付時間] 平日9時～17時

## 7 郵送先

〒060-8540

札幌市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務処理センター

※あて先の住所は記入いただかなくても届きます。必ず切手を貼ってご送付ください。